

茨城県医師修学資金貸与制度 ガイドブック

《令和2年度以降入学者向け》



令和元年(2019年)7月

茨城県保健福祉部医療局
医療人材課医師確保グループ

修学資金の貸与を受ける皆さんへ

(必ずお読みください)

- このガイドブックは、令和2年度以降入学者向けのガイドブックです。
- ①修学資金貸与の制度の概要、②大学在学中(修学資金を借り受けている期間)の手続き、③卒業後に修学資金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、大切に保管して活用してください。今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせします。必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。
- 修学資金の貸与を受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間内において、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってください。
- 修学資金貸与制度の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこのガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。

- ・ 修学資金貸与制度の目的

医師が不足する地域に所在する医療機関等に将来勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う医師の養成及び確保を図る。

- ・ 修学資金の返還免除について

修学資金は、医師の免許を取得後直ちに、知事が指定する県内の医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は、12ページ～16ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した修学資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくことになります。

- ・ 手続きについて不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3191(直通)

E-mail i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1	用語説明	1
2	修学資金の概要	3
3	貸与申請について 貸与申請に必要な書類	4
4	在学中の異動と届出について 異動があった際の届出，修学資金の貸与の停止	5
5	キャリア形成について キャリア形成プログラム，イメージ図	7
6	マッチングについて 事前調整，臨床研修病院の採用枠	8
7	修学資金の返還猶予等について 猶予，認定専門研修	10
8	修学資金の返還免除要件等について 当然免除，裁量免除，結婚協定，初期研修の義務履行期間， 卒後に従事する医療機関	12
9	修学資金の返還について 返還事由及び具体例，返還方法	17
10	茨城県医師修学資金貸与条例及び規則	19

1 用語説明

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

○ 医療機関

病院, 診療所及び保健所をいいます。

○ 特定地域

県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域のことです。

※ 令和2年度以降の入学者に適用される特定地域は, 入学時点での特定地域ではなく, 臨床研修開始時点での特定地域となります。

○ 指定従事医療機関等

特定地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって, 知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関をいいます(条例第11条第1項第5号)。

○ 茨城県地域医療支援センター

県では, 県内への医師の定着促進と地域偏在の解消を図るため, 茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生及び卒業した医師等に対するキャリア形成支援等を行うため平成24年4月に本センターを設置しました。

高校生・医学生・医師の各段階に応じた医師確保対策を実施しています。

○ キャリアコーディネーター

茨城県地域医療支援センターの医師スタッフ。医学生・若手医師のキャリア形成支援, 相談・助言を行います。

○ 修学生

茨城県医師修学資金貸与条例又は茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生をいいます。

○ 修学生医師

茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受け, 従事義務を履行中の医師をいいます。

○ 認定専門研修

臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち、特定地域外の県内医療機関（地域において中核的な役割を担う医療機関として知事が定めるもの）で実施するもの又は県外の医療機関で実施するものであって、特定地域内の地域医療の充実に必要な研修として知事が認定したものをいいます（条例第13条第2号）

2 修学資金の概要

この修学資金は、県内の特定地域内の医療機関等において、将来医師の業務に従事しようとする方に対して貸与するものです。大学卒業後、1年6ヶ月以内に医師の免許を取得し、知事の指定する医療機関で貸与を受けた期間と同じ期間(貸与期間が3年未満の場合は3年間(臨床研修期間を含む))勤務した場合に、返還を免除します。

※ 令和2年度以降の入学者に適用される特定地域は、入学時点での特定地域ではなく、臨床研修開始時点での特定地域となります。

項目	医師修学資金貸与制度
概要	特定地域内の医療機関への勤務意思を有する者に県の面接にて選抜試験を実施。入学者に修学資金を貸与。
貸与条件	(1) 茨城県外の大学(大学院を除く)の医学部に在籍する方(新1年生については、各大学医学部入学試験の受験生又は合格者)で、次のいずれかに該当する方 ①茨城県内の高等学校等を卒業(見込みを含む)した方 ②茨城県内に居住する方の子 (2) 筑波大学医学群医学類に在学する方(県内出身・県外出身を問わない)
貸与額	月額15万円 (年180万円/6年計1,080万円)
貸与期間	正規の修学期間(最大6年間)
初期研修先	県内の医療機関又は県外大学病院(猶予)
勤務先の決定	茨城県(修学生の希望等を尊重し、従事する医療機関を個別に指定)
返還免除	貸与を受けた期間と同じ期間を知事が指定する医療機関で勤務(貸与期間が3年未満の場合は3年間)
利息	年10%
返還額(見込み)	修学資金1,080万円+利息約320万円=約1,400万円
義務	1 茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。 2 学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催するセミナー、研修会、個別面談などの支援事業に参加すること。 3 医師免許取得後は、知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関等において医師の業務に従事すること。 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。

3 貸与申請について

○ 貸与決定及び契約締結までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は修学資金貸与不承認決定通知書(様式第3号)にて通知します。

修学資金の貸与決定後、修学資金の貸与契約を行います。修学資金の貸与契約は年度ごとの契約となっておりますので、在学中毎年度、契約更新の手続きが必要になります。

○ 毎年度4月に提出が必要な書類

- (1) 修学資金貸与申請書
- (2) 成績証明書(貸与を受ける年度に発行したもの)
- (3) 大学の在学証明書(貸与を受ける年度のもの)
- (4) 修学資金貸与契約書4部
- (5) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (6) 口座振替依頼書
- (7) 医師修学資金貸与制度チェックシート
- (8) 連絡先確認書

○ 修学資金の貸与

修学資金は毎月の月末に貸与する予定です。

なお、初回の貸与は5月末を予定しています。(4月～5月の2ヶ月分)

※万が一、進級できずに留年となった場合は、修学資金の貸与を停止します。

留年が決定され次第、速やかに医療人材課医師確保グループ(TEL: 029-301-3191)に連絡のうえ、留年届(様式第24号)を提出してください。

—貸与申請 Q&A—

Q1 連帯保証人の要件を教えてください。

A1 申請者が未成年の場合は、2名の保証人のうち1名は申請者の法定代理人(親権者等)でなければなりません。

保証人となる2名は、生計が別でなければなりません。

Q2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてください。

A2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、見え消しにより訂正のうえ訂正印を押印してください。

Q3 修学資金の振り込みは毎月何日ごろ行われますか。

A3 月末を予定しています。(月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。)

Q4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。

A4 修学生本人の口座に限ります。

4 在学中の異動と届出について

○ 大学在学中の届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・ 連帯保証人変更届(様式第 7 号)
- ・ 氏名又は住所を変更したとき(様式第 21 号)
- ・ 退学し,又は退学の処分を受けたとき(様式第 22 号)
- ・ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(様式第 23 号)
- ・ 休学し,若しくは停学の処分を受けたとき,又は留年したとき(様式第 24 号)
- ・ 復学したとき(様式第 25 号)

○ 修学資金の貸与の停止

(1) 休学又は停学(条例第 10 条第 1 項)

- ① 休学又は停学の処分を受けたときは, 修学資金の貸与を停止します。
- ② 停止する期間は, 休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間です。

(2) 留年(条例第 10 条第 2 項)

留年したときは, 留年した期間, 修学資金の貸与を停止します。

○ 修学資金の貸与の保留(条例第 10 条第 3 項)

県が学業成績表及び健康診断書の提出を求めた場合に, 正当な理由なく提出しなかった場合には, 修学資金の貸与を保留することがあります。

—申請・届出 Q&A—

Q1 結婚等により本籍,住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A1 住所及び姓が変わったときは「氏名(住所)変更届(様式第 21 号)」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため, 電話での受付をしていません。なお, 本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A2 提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話, メール等で確認をさせていただきますので, その指示に従ってください。

なお, 手紙や電話, メール等は修学生本人あてにいたしますが, どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q3 休学しましたが, この後どうすればよいか教えてください。

- A3 休学届を提出してください。(様式第 24 号)
 なお,休学期間中は修学資金の貸与を停止します。

Q4 留年しましたが,この後どうすればよいか教えてください。

- A4 留年届を提出してください。(様式第 24 号)
 なお,留年期間中は,修学資金の貸与を停止します。

<留年した場合のイメージ>

貸与期間(6年間)						
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与

5 キャリア形成について

○ キャリア形成プログラムの適用について

修学生は医師免許取得後、地域医療支援センターの策定したキャリア形成プログラムの中から、臨床研修修了時を目安に具体的なコースを選択することとなります。当該プログラムにおける各コースのうち、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、本人の希望を最大限尊重しつつ決定し、毎年度地域医療対策協議会に報告します。

○ 在学中のイメージ

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
修学生					マッチング の説明	マッチング

○ 卒後の勤務イメージ

区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
修学生	初期臨床研修		専門研修 サブスペシャリティ研修			
医師	特定地域内		指定従事医療機関等			

※キャリア形成プログラムは、地域医療支援センターホームページ等で公開しています。

なお、プログラムの新設又は変更の際には、修学生の意見を聴取します。

—キャリア形成 Q&A—

Q1 キャリア形成プログラムとは何ですか。

A1 修学生医師の診療科や就業先となる医療機関等の希望を最大限尊重しつつ作成する、今後勤務する医療機関の派遣計画です。

なお、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、決定します。

Q2 地域医療対策協議会とは何ですか。

A2 都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場です。都道府県は、地域医療対策協議会での決定に基づき、地域医療支援事務を行います。

6 マッチングについて(R1年度の場合)

1 修学生マッチングに関する事前調整について

修学生は, 次の理由から, 医師臨床研修マッチング協議会により行われるマッチングの前段として, 事前調整を実施することとしています。

- 修学生が確実に県内臨床研修病院にマッチングできるようにするため
- 特定の医療機関等に修学生の偏在が生じないようにするため

2 臨床研修病院の修学生採用枠(上限)について

県内臨床研修病院は, それぞれ修学生採用枠(上限)を設けています。これは各病院の希望によるものであり, 枠数は毎年度見直しを行います。

3 事前調整の流れについて



—マッチング Q&A—

Q1 事前調整ではどのようにマッチする病院が決まるのですか。

A1 修学生の研修希望病院及び臨床研修病院の採用希望順位に基づき、医師臨床研修マッチング協議会のマッチングと同じアルゴリズムで、修学生と臨床研修病院の組合せを決定します。

茨城県医師臨床研修連絡協議会や県の恣意的な調整が入ることはありません。

Q2 医師臨床研修マッチング協議会への参加登録は必要ですか。

A2 マッチング協議会への参加登録を行わない場合、マッチングへの参加はできません。なお、参加登録は、マッチング協議会の Web ページから修学生自身が行う必要があります。

ID 及びパスワードは大学から配付されますので、必ず登録期限までに登録してください。

Q3 希望する臨床研修病院の採用面接・試験を受ける上で気をつけることはありますか。

A3 各臨床研修病院の募集要項を確認の上、申込みを行ってください。

事前調整を行う関係上、各臨床研修病院は 8 月末までに修学生の採用希望順位を決定しますので、複数の面接・試験日がある場合は事前調整の日程を考慮した面接・試験日を選択してください。

7 修学資金の返還猶予等について

○ 修学資金返還の猶予

(1) 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から1月以内に修学資金に利子を加えて一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。

また、その事由がなくなり、再び医師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます((1)及び(7)を除く)。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2) 返還が猶予される場合 (⇒次の場合)

〈当然猶予〉

次の事由に該当する場合には、事由が継続する間、修学資金の返還を猶予します。

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
① 契約を解除された後も引き続き大学の医学を履修する課程に在学している場合	当該在学の期間	第12条 様式第12号

〈裁量猶予〉

次の事由に該当する場合には、申請により、修学資金の返還の猶予を受けることができる場合があります。

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
② 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けている場合	臨床研修を修了するまでの期間	第13条第1項第1号 様式第15号
③ 特定地域外又は県外で認定専門研修を受けている場合 ※ 県内の特定地域外で認定専門研修を受けている期間は義務期間に算入します	1年を超えない範囲内で知事が必要と認めた期間	第13条第1項第2号 様式第14号の2
④ 大学院の医学を履修する課程に在学している場合 ※ 医療機関への勤務の形態に応じ、猶予を適用するかどうかを判断	大学院に在学する期間	第13条第1項第3号 様式第15号
⑤ 育児休業を取得している場合 ※ 産前産後の特別休暇は義務期間に算入します	育児休業を取得している期間	第13条第1項第5号 様式第15号

⑥介護や海外留学により一時的に特定地域を離れざるを得ない場合	知事が必要と認めた期間	第13条第1項第4号様式第15号
⑦災害, 疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認めた期間	第13条第1項第5号様式第15号

○ 認定専門研修について

- (1) 初期臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を習得するために受ける「認定専門研修」で、特定地域内の医療の充実に必要な研修として特定地域以外の医療機関を実施場所とする研修を、1年を超えない範囲で受けることができます。
- (2) 県内の特定地域外の医療機関で実施する「認定専門研修」の期間は、従事義務の履行期間に算入します。
- (3) 県内では研修ができない特殊な技能習得等に限り、県外医療機関で勤務をする場合等も「認定専門研修」として認めます。当該期間は、従事義務の期間に算入せず、返還猶予の扱いとなります。
- (4) 認定専門研修は、研修開始の6月前までに知事に申請を行い、認定を受けることが必要です。
- (5) 認定専門研修が認められない場合
認定専門研修は、「特定地域内の医療の充実に必要な研修」であることが前提であるため、認定専門研修の実施後に特定地域での従事義務の発生しない時期（従事義務履行の最終年）に認定専門研修を実施することは認められません。

—返還猶予等 Q&A—

Q1 医師になってから海外留学はできますか。

A1 できます。修学資金返還猶予申請書(様式第15号)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学資金の返還を猶予することができます。

Q2 事故や病気でしばらく医師として働けません。修学資金を返還しなければならぬのでしょうか。

A2 修学資金の返還を猶予できる可能性があります。修学資金返還猶予申請書(様式第15号)及び働けない理由を証明する書類(診断書等)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学資金の返還を猶予することができます。

8 修学資金の返還免除要件等について

○ 修学資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①～④のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還が免除されます。

ただし、修学資金の返還の猶予を受けている期間は、従事期間に算入されません。

① 次のア～ウのすべてに該当する場合(条例第14条第1項第1号)

ア 医師の免許を受けた後、直ちに特定地域内の医療機関で臨床研修を受け、その研修を修了すること。

イ アの研修修了後、直ちに指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること。

ウ 次の(a)と(b)を合計した期間が、貸与を受けた期間(3年に満たない場合にあつては、3年)に達すること。(条例第14条第1項第1号)

(a) 特定地域内での臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては2年)

(b) 指定従事医療機関等での従事期間

【6年間貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務 明け
初期臨床研修		指定従事医療機関等				
特定地域内		特定地域内				

従事義務履行期間

② 次のア～ウのすべてに該当する場合(条例第14条第1項第2号)

ア 医師の免許を受けた後、直ちに県内の特定地域外の医療機関又は県外大学病院で臨床研修を受け、その研修を修了すること。

イ アの研修修了後、直ちに指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること。

ウ 指定従事医療機関等で従事した期間が、貸与を受けた期間(3年に満たない場合にあつては、3年)に達すること。

【6年間貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務 明 け	
初期臨床研修		指定従事医療機関等							
県内特定地域外 県外大学病院		特定地域内							
返還猶予			従事義務履行期間						

③ 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻し、いわゆる結婚協定にもとづく指定従事医療機関及び他県の指定医療機関に勤務する期間の指定を受けている該当する場合であって次のA又はBのすべてに該当する場合(条例第14条第1項第3号)

A 特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した場合

ア 医師の免許を取得した後、直ちに特定地域内の医療機関又は他県の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後、引き続き、指定期間を指定従事医療機関及び他県の指定医療機関において医師の業務に従事したこと。

イ a(臨床研修の修了に要した期間)+b(指定従事医療機関又は他県の指定医療機関において指定期間を医師の業務に従事した期間)の期間が修学資金の貸与を受けた期間(3年に満たない場合は3年)に達したとき。

B 特定地域外の医療機関又は県外大学病院で臨床研修を修了した場合

ア 臨床研修修了後、引き続き指定従事医療機関及び他県の知事が指定する医療機関等で従事すること。

イ アの従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間(3年に満たない場合は3年)に達したとき。

(例)茨城県の修学生Xと他都道府県の修学生Yが結婚する場合

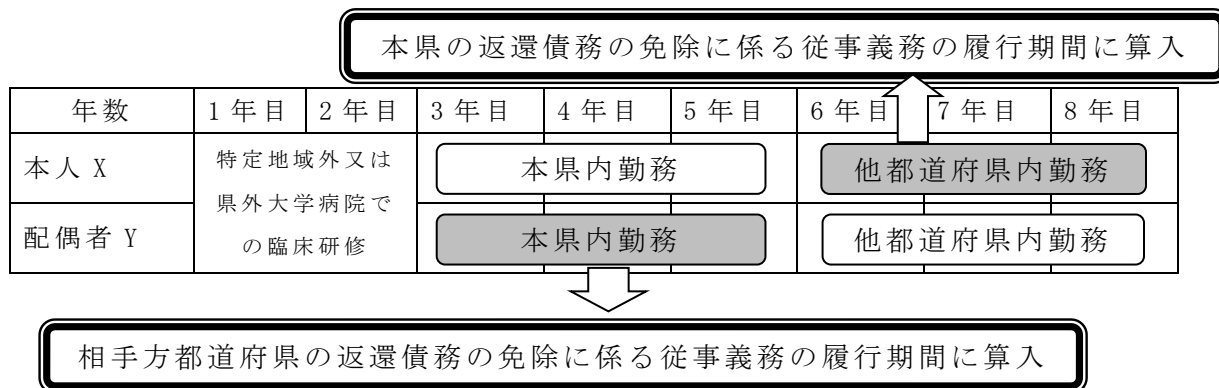
※ 上記Aの場合

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
本人 X	本県内勤務			他都道府県内勤務		
配偶者 Y	本県内勤務			他都道府県内勤務		

本県の返還債務の免除に係る従事義務の履行期間に算入

相手方都道府県の返還債務の免除に係る従事義務の履行期間に算入

※ 上記 B の場合



④ 次の期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務に従事できなくなったとき。

- ・ ①の(a)と(b)を合計した期間中
- ・ ②の指定従事医療機関等で従事した期間中
- ・ ③Aの(a)と(b)を合計した期間中
- ・ ③Bの指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等で従事した期間中

(2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。(条例第 15 条)

- ① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- ② その他特に必要があると認めるとき。

○ 提出が必要な書類

(1) 返還債務の当然免除

- ・ 修学資金返還当然免除事由発生届(様式第 16 号)
- ・ 業務従事証明書(様式第 17 号)

(2) 返還債務の裁量免除

- ・ 修学資金返還裁量免除申請書(様式第 20 号)
- ・ 裁量免除に該当することを証する書類

○ 初期研修における従事義務の履行期間への算入の仕方

初期研修期間の, 従事義務の履行期間への算入を, 次のとおり取り扱います。

(平成 28 年 12 月茨城県地域医療対策協議会一部改正)

区分	取り扱い	
① 県外大学病院にマッチングした場合 又は	初期研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合 → 2年間猶予期間に算入	
② 特定地域外の医療機関にマッチングした場合	初期研修期間のうち, 連続6月以上で通算12月以上特定地域内に派遣される場合 → 12月特定地域内勤務期間に算入	
③ 特定地域内の医療機関にマッチングした場合	初期研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合 → 2年特定地域内勤務期間に算入	
	(1) 初期研修期間のうち一定期間を特定地域外(県内)に派遣される場合	(1)+(2)が通算4月以下かつ(2)が2月以下 → (1)+(2)の期間を猶予期間に算入しない
	(2) 県外に派遣される場合	(1)+(2)が通算4月以下かつ(2)が2月超 → (1)の期間を特定地域内勤務期間として算入し(2)の期間を猶予期間に算入
	(1)+(2)が通算4月超 → (1)+(2)の期間を猶予期間に算入	

※1月=30日換算(1月未満端数切り捨て)

—返還免除要件 Q&A—

Q1 修学資金を6年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

A1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与を受けた期間と同じ期間（貸与期間が3年未満の場合は3年）であるため、6年となります。

Q2 医師免許取得後の初期臨床研修は、希望する病院で行うことができますか。

A2 医師免許取得後2年間の初期臨床研修は、県内の臨床研修病院で行っていただきます。詳細は「6 マッチングについて参照」

Q3 全額免除に必要な期間を県内の特定地域内の医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。

A3 修学資金返還当然免事由発生届(様式第16号)などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学資金返還免除申請書が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定(承認)通知書(様式第18号)を送付します。

Q4 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

A4 従事した医療機関等の長が証する業務従事証明書(様式第17号)で従事期間を確認します。

Q5 病気や事故等で医師として働けなくなった場合は、返還債務の免除に該当しますか。

A5 病気や事故等が業務に起因する場合は返還債務の当然免除に該当します。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性があります。

9 修学資金の返還について

1 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

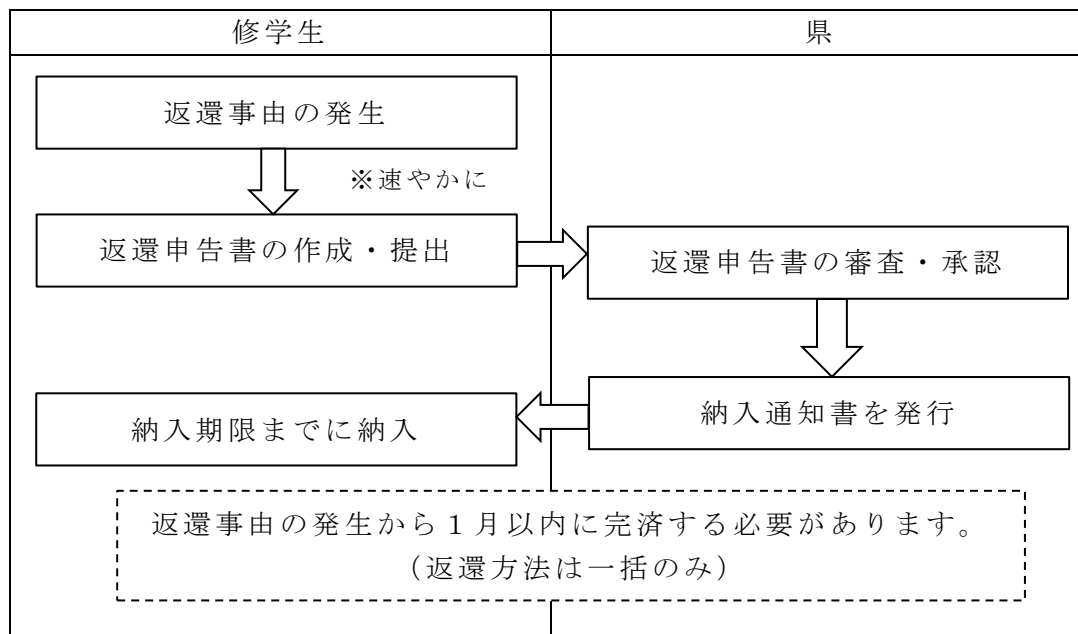
<返還事由と具体例>

返還事由	具体例
① 契約解除 【条例第 11 条第 1 項第 1 号】 【条例第 8 条】	① 退学したとき ② 事故等で心身を故障し、修学継続の見込がなくなったとき ③ 学業成績が著しく低下したとき ④ 本人が貸与を辞退したとき ⑤ 死亡したとき など
② 医師免許が取得できなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 2 号】	・ 2 回以内（大学を卒業してから 1 年 6 か月以内）の受験で、医師免許が取得できなかったとき
③ 初期研修を県外で実施 【条例第 11 条第 1 項第 3 号】	・ 特定地域の医療機関で初期研修を受けなかったとき ※ただし、大学附属病院又は県内特定地域外で初期研修を受けている期間は返還が猶予されます
④ 初期研修を県内医療機関等以外で修了 【条例第 11 条第 1 項第 4 号】	・ 県内医療機関又は県外大学附属病院で初期研修を修了しなかったとき
⑤ 初期研修後、特定地域内で知事が指定する医療機関等以外で勤務 【条例第 11 条第 1 項第 5, 6 号】	・ 特定地域内の知事が指定する医療機関等で医師の業務に従事しなかった、又は従事しなくなったとき
⑥ 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 7 号】	・ 結婚協定で定められた医療機関で従事しなかったとき
⑦ 医師免許取得後、死亡又は心身の故障による業務従事ができなくなったとき 【条例第 11 条第 1 項第 8 号】	・ 死亡、心身の故障により、初期研修、又はその後の医師の業務ができなくなったとき

2 修学資金の返還方法

(1) 返還事由が生じた場合には、返還事由が生じた日から起算して、1月以内に貸与した修学資金の全額に利息を加えた額を返還していただきます。

(2) 返還手続きの流れ



(3) 返還金額

修学資金 1,080万円 + 利息約 320万円 = 約 1,400万円

※6年間、貸与を受けた場合の例です。

※利息の額は日単位で計算されるため、修学資金の振り込み日等に応じて額が変動します。

※納入期限までに修学資金が返還されない場合には、別途、延滞利息が加算されます。

—修学資金の返還 Q&A—

Q1 在学中に契約を解除されましたが、すぐに修学資金を返還する必要がありますか。

A1 在学中は返還の猶予を受けることができます。その場合は、修学資金返還猶予申請書(様式第12号)を県に提出し、県の承認を受けてください。修学資金返還猶予の承認を受けた場合は、卒業後返還していただきます。なお、猶予を受けずに即座に返還することも可能です。

Q2 返還事由が生じた後、いつまでに修学資金を返還する必要がありますか。

A2 返還事由の発生後1月以内に一括払いにより返還していただきます。

○茨城県医師修学資金貸与条例

平成18年6月21日
茨城県条例第47号

茨城県医師修学資金貸与条例を公布する。

茨城県医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の医師が不足する地域内の医療機関等において、将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、当該地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(平24条例41・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

2 この条例において「医療機関等」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 医療機関

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が指定する施設

(平24条例41・平26条例51・一部改正)

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学する者(県外の大学の医学を履修する課程に在学する者にあつては、次の各号のいずれかに該当するものに限る。)であつて、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関等において将来医師の業務に従事しようとするもの(茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号)による修学資金の貸与を受けている者を除く。)に対し、修学資金を貸与することができる。

(1) 県内に居住する者の子弟

(2) 県外に居住する者の子弟であつて、県内の高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの又は特別支援学校の高等部を修了したもの

(平19条例32・平19条例56・平21条例31・平23条例9・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、月額150,000円とする。

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(平21条例14・平29条例14・一部改正)

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、大学の正規の修学期間以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(貸与方法)

第6条 修学資金は、毎年度予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(学業成績表等の提出)

第9条 知事は、修学生に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平21条例14・一部改正)

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を得なかったとき。
- (3) 医師の免許を受けた後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受

けなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)

- (4) 県内の医療機関又は県外の医学を履修する課程を置く大学に付属する病院(以下「県外大学病院」という。)において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (5) 県内の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を修了した後、引き続き県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域(以下「特定地域」という。)内の医療機関等であって、臨床研修の修了及び第13条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関等を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関等として知事が修学生ごとに指定するもの)(以下「指定従事医療機関等」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (6) 指定従事医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により知事が指定した場合並びに第14条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。)
- (7) 次項の規定により知事が指定した場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者(第14条第1項第3号アの規定による合算した期間又は同号イの業務に従事した期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあつては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であつて、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)又は介護老人保健施設で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関等」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあつては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において医師の業務に従事する場合にあつては、指定従事医療機関等において次項の規定により知事が指定した期間(第4項の規定により当該期間を変更した場合にあつては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関等において指定期間医師の

業務に従事せず，かつ，他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)

オ 他県指定医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては，他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき，又は他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず，かつ，指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)

(8) 医師の免許を受けた後，死亡又は心身の故障により，臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第4号及び第15条に該当する場合を除く。)

2 知事は，修学生から他県医療機関において臨床研修を受け，又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事する前に申請があった場合において，次の各号のいずれにも該当するときは，当該修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 修学生が，他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 修学生及びその配偶者が，指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか，特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 前項の場合において，知事は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる期間と修学生が修学資金の貸与を受けた期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては，3年)とが等しくなるよう，前項の修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 修学生が特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受ける場合 当該臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては，2年)と指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間とを合算した期間

(2) 修学生が特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受ける場合 指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間

4 知事は，第2項の規定により期間を指定した場合であって，修学生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され，又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは，修学生の申請により，同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の履行の当然猶予)

第12条 知事は，修学生が第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後，引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているときは，当該在学に係る期間，修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(平21条例14・一部改正)

(返還債務の履行の裁量猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあっては、1年を超えない範囲内において知事が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち特定地域外の医療機関(県内の医療機関に限る。次条第1項第2号及び第3号イにおいて同じ。)であって地域において中核的な役割を担う医療機関として知事が定めるもの又は県外の医療機関を実施場所とするものであって、特定地域内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が特定地域内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの)(同条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。
- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。第3号ア及び次条第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年。次号において同じ。)に達したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (2) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (3) 第11条第2項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間が指定期間に達したとき。

ア 修学生が医師の免許を取得した後直ちに特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該臨

床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間

イ 修学生が医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該業務に従事した期間

(4) 第1号の規定による合算した期間中、第2号の業務に従事した期間中又は前号アの規定による合算した期間中若しくは同号イの業務に従事した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号から第3号までの規定の適用については、当該修学生は、第13条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、県外の医療機関を実施場所とする認定専門研修を受けた修学生に係る当該指定従事医療機関等又は当該他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学生に係る第1項第1号から第3号までの規定の適用については、当該修学生は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第15条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(平24条例41・全改)

(延滞利息)

第16条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(平25条例25・旧付則・一部改正)

- 2 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(平25条例25・追加)

付 則(平成19年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(茨城県医師修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行前に学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号。以下この項において「平成18年改正法」という。)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する盲学校、聾ろう学校又は養護学校の高等部を修了した者に対する茨城県医師修学資金貸与条例第3条の規定の適用については、その者は、平成18年改正法による改正後の学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部を修了した者とみなす。

付 則(平成19年条例第56号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年条例第14号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する契約を結んだ者に係る修学資金の貸与の利息、貸与の停止及び返還債務の履行の当然猶予については、なお従前の例による。

付 則(平成21年条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第41号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金を貸与する契約を結んだ者については、この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例第13条及び第14条第2項の規定を除き、なお従前の例による。

付 則(平成25年条例第25号)抄

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞金、遅延利息又は延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

(5) 茨城県医師修学資金貸与条例付則第2項
付 則(平成26年条例第51号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日において現にこの条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。

付 則(平成29年条例第14号)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年度に大学(大学院を除く。以下同じ。)に入学する者に係る茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与金額は、この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額又は月額100,000円のうち当該者が同年度における修学資金の貸与に係る契約を締結するに際して選択する額とする。

3 平成28年度以前に大学に入学した者に係る修学資金の貸与金額は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○茨城県医師修学資金貸与条例施行規則

平成18年9月28日
茨城県規則第79号

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 応募理由書
- (2) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業証明書
- (3) 大学の在学証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(平19規則36・平19規則90・一部改正, 平21規則43・旧第3条繰上・一部改正, 平26規則47・一部改正)

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与決定通知書又は修学資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第4条繰上)

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県医師修学資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(平21規則43・旧第5条繰上・一部改正)

(連帯保証人)

第5条 条例第7条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

3 修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条及び第7条において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平21規則43・旧第6条繰上・一部改正)

(貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第8条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、茨城県医師修学資金貸与契約解除通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(平21規則43・旧第8条繰上・一部改正)

(貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第10条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(平21規則43・追加)

(医療機関等の指定又は変更)

第7条の2 知事は、条例第11条第1項第5号の規定により、医療機関等を指定し、又は指定に係る医療機関等を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学生と面接を行うものとする。

2 知事は、医療機関等を指定し、又は指定に係る医療機関等を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学生に通知するものとする。

(平25規則42・追加, 平27規則31・一部改正)

(修学資金返還申告書)

第8条 修学生は、条例第11条第1項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第12条又は条例第13条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき。)は、遅滞なく、修学資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学生の相続人(相続人がないときは、当該修学生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(平21規則43・旧第9条繰上, 平25規則42・平27規則31・一部改正)

(指定期間の指定の申請等)

第8条の2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定期間指定申請書に同項各号のいずれにも該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第11条第4項の規定による申請は、指定期間変更申請書に知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、指定期間を指定し、又は変更することを決定したときは指定期間指定(変更)通知書により、指定期間を指定せず、又は変更しないことを決定したときは指定期間を指定(変更)できない旨の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平27規則31・追加)

(当然猶予事由発生届)

第9条 修学生は、条例第12条に該当するときは、遅滞なく、修学資金返還当然猶予事由発生届に大学又は大学院の在学証明書を添えて、知事に届け出なければならない。

(平21規則43・旧第11条繰上・一部改正)

(当然猶予の認定通知等)

第10条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めたときは修学資金返還猶予認定(承認)通知書により、当該猶予することが不相当であると認めたときは修学資金返還猶予不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第12条繰上)

(認定専門研修の申請等)

第10条の2 修学生は、条例第13条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 修学生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が特定地域内の医療の充実に必要と認めたときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が特定地域内の医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通

知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平25規則42・追加)

(裁量猶予の申請等)

第11条 修学生は、条例第13条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還裁量猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第10条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「第11条第1項の規定による申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(平21規則43・旧第13条繰上・一部改正、平25規則42・一部改正)

(当然免除事由発生届)

第12条 修学生は、条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、修学資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 条例第14条第1項第1号から第3号までに該当するとき 業務従事証明書

(2) 条例第14条第1項第4号に該当するとき(修学生が死亡した場合を除く。) 診断書及び心身の故障が起因することを証する書類

2 修学生が死亡した場合において、条例第14条第1項第4号に該当するときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(平21規則43・旧第14条繰上、平27規則31・一部改正)

(当然免除の認定通知等)

第13条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが相当であると認めるときは修学資金返還免除認定(承認)通知書により、当該免除することが不当であると認めるときは修学資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第15条繰上)

(裁量免除の申請)

第14条 修学生は、条例第15条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 修学生が死亡した場合において、条例第15条に該当し、かつ、同条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(平21規則43・旧第16条繰上、平25規則42・一部改正)

第15条 削除

(平25規則42)

(期間の計算方法)

第16条 条例第14条第1項から第3項までに規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(平21規則43・旧第18条繰上, 平25規則42・一部改正)

(その他の届出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届
- (2) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届
- (5) 復学したとき 復学届
- (6) 卒業したとき 卒業届
- (7) 医師の免許を取得したとき 医師免許取得届
- (8) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届
- (9) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届
- (10) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届

2 修学生が死亡したときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。

3 医師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平21規則43・旧第19条繰上・一部改正, 平25規則42・一部改正)

(申請書等の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第2条第1号	応募理由書	様式第2号
第3条第2項	修学資金貸与決定通知書	様式第4号
第3条第2項	修学資金貸与不承認決定通知書	様式第5号
第4条	茨城県医師修学資金貸与契約書	様式第6号
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第7号
第6条	茨城県医師修学資金貸与契約解除通知書	様式第8号
第7条	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第9号
第8条	修学資金返還申告書	様式第10号
第8条の2第1項	指定期間指定申請書	様式第11号
第8条の2第2項	指定期間変更申請書	様式第11号の2
第8条の2第3項	指定期間指定(変更)通知書	様式第11号の3
第8条の2第3項	指定期間を指定(変更)できない旨の通知書	様式第11号の4
第9条	修学資金返還当然猶予事由発生届	様式第12号
第10条及び第11条第2項	修学資金返還猶予認定(承認)通知書	様式第13号
第10条及び第11条第2項	修学資金返還猶予不認定(不承認)通知書	様式第14号
第10条の2第1項	専門研修認定申請書	様式第14号の2
第10条の2第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第14号の3
第10条の2第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第14号の4

第10条の2第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第14号の5
第11条第1項	修学資金返還裁量猶予申請書	様式第15号
第12条第1項及び第2項	修学資金返還当然免除事由発生届	様式第16号
第12条第1項第1号, 第14条第1項第1号 及び第17条第3項	業務従事証明書	様式第17号
第13条及び第14条第3項	修学資金返還免除認定(承認)通知書	様式第18号
第13条及び第14条第3項	修学資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第19号
第14条第1項及び第2項	修学資金返還裁量免除申請書	様式第20号
第17条第1項第1号	氏名(住所)変更届	様式第21号
第17条第1項第2号	退学届	様式第22号
第17条第1項第3号	辞退届	様式第23号
第17条第1項第4号	休学(停学・留年)届	様式第24号
第17条第1項第5号	復学届	様式第25号
第17条第1項第6号	卒業届	様式第26号
第17条第1項第7号	医師免許取得届	様式第27号
第17条第1項第8号	臨床研修開始届	様式第28号
第17条第1項第9号	業務従事開始届	様式第29号
第17条第1項第10号	退職届	様式第31号
第17条第2項	修学生死亡届	様式第32号
第17条第3項	業務従事状況報告書	様式第33号

(平21規則43・旧第20条繰上・一部改正, 平25規則42・平26規則47・平27規則31・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第43号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年規則第31号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成26年茨城県条例第51号)による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号)の規定に基づき茨城県医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。

付 則(平成30年規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第6号(第4条関係)

(平27規則31・全改, 平30規則8・一部改正)

茨城県医師修学資金貸与契約書

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)と連帯保証人 (以下「丁」という。)とは、茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号。以下「条例」という。)第6条及び第7条の規定に基づき、茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(貸与の停止等)

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第9条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を得なかったとき。

(3) 医師の免許を受けた後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(4) 県内の医療機関又は県外の医学を履修する課程を置く大学に付属する病院(以下「県外大学病院」という。)において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(5) 県内の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を修了した後、引き続き県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域(以下「特定地域」という。)内の医療機関等であって、臨床研修の修了及び第7条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり甲が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関等を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関等として甲が指定するもの)(以下「指定従事医療機関等」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(6) 指定従事医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により甲が指定した場合並びに第8条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。)

(7) 次項の規定により甲が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者(第8条第1項第3号アの規定による合算した期間又は同号イの業務に従事した期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)又は介護老人保健施設で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関等」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関等において次項の規定により甲が指定した期間(第4項の規定により当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第8条第1項第3号に該当する場合を除く。)

オ 他県指定医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第8条第1項第3号に該当する場合を除く。)

(8) 医師の免許を受けた後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に

従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第8条第1項第4号及び第9条に該当する場合を除く。)

2 甲は、乙から他県医療機関において臨床研修を受け、又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、乙が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 乙及びその配偶者が、指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 前項の場合において、甲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間と乙が修学資金の貸与を受けた期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては、3年)とが等しくなるよう、前項の乙が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受ける場合 当該臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年)と指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間とを合算した期間

(2) 乙が特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受ける場合 指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間

4 甲は、第2項の規定により期間を指定した場合であつて、乙と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、乙の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行の当然猶予)

第6条 甲は、乙が第3条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているときは、当該在学に係る期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(返還債務の履行の裁量猶予)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあつては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けているとき。

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち特定地域外の医療機関(県内の医療機関に限る。次条第1項第2号及び第3号イにおいて同じ。)であつて地域において中核的な役割を担う医療機関として知事が定めるもの又は県外の医療機関を実施場所とするものであつて、特定地域内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が特定地域内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場

合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの(同条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

(3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要と認められる事由があるとき。

(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めるとき。
(返還債務の当然免除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年。第3号アにおいて同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては、3年。次号において同じ。)に達したとき(第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(2) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であつて、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき(第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(3) 第4条第2項の規定により甲が指定した場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間が指定期間に達したとき。

ア 乙が医師の免許を取得した後直ちに特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間

イ 乙が医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該業務に従事した期間

(4) 第1号の規定による合算した期間中、第2号の業務に従事した期間中又は前号アの規定による合算した期間中若しくは同号イの業務に従事した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号から第3号までの規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなされた期間のうち県外の医療機関を実施場所として行われた認定専門研修の期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号から第3号までの規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同項第1

号の規定による合算した期間，同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害，疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第9条 甲は，乙が災害，死亡，疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは，修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第10条 丙及び丁は，この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は，連帯保証人を変更し，又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは，直ちに，茨城県医師修学資金貸与条例施行規則(平成18年茨城県規則第79号。以下「規則」という。)第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第11条 前各条に定めるもののほか，乙は，条例及び規則の定めるところにより，その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは，甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため，本書4通を作成し，甲，乙，丙及び丁が記名押印の上，甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦 印

乙 住所
(電話)
氏名 印

丙 (連帯保証人) 住所
(電話)
氏名 印

丁 (連帯保証人) 住所
(電話)
氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

イバラキ
ドクターズライフ

お医者さんの人生も、
おだいじに。